

○南風原町県外等派遣に関する助成金交付要綱

平成25年8月27日教育委員会要綱第3号

改正

令和元年8月27日教育委員会要綱第3号

南風原町県外等派遣に関する助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、沖縄振興特別推進市町村交付金交付要綱（平成24年5月7日企市第324号）に定めるもののほか、南風原町県外等派遣に関する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

**第2条** 南風原町内に在住する小学生・中学生（以下「児童・生徒」という。）及びそれを引率する指導者（町内在住又は在勤者に限る。）並びに地域青年会等が運動競技及び文化活動参加のため県外等へ派遣される場合に、当該派遣が次の各号のいずれかに該当するときは、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。ただし、町の各種大会への選手派遣費の補助と重複しては交付しない。

- (1) 運動競技は、沖縄県教育委員会若しくは沖縄県体育協会又は日本スポーツ協会加盟競技団体が主催又は共催する大会の成績により派遣又は推薦されるもの
- (2) 水泳や陸上競技等においては、標準記録を上回り、派遣又は推薦されるもの
- (3) 沖縄県選抜チームの一員として派遣又は推薦されるもの
- (4) 文化活動は、文化的教育活動の県代表として派遣されるもの
- (5) その他町長が特に必要と認めたもの

(助成の人数)

**第3条** 派遣人員は、大会要項に基づく登録メンバーを対象とする。

2 指導者については、2人を限度とする。ただし、児童・生徒が10人以内の場合は1人とする。

(助成の回数)

**第4条** 前条の規定により派遣又は推薦される個人への助成は、原則として当該年度1回を限度とする。ただし、当該大会で優秀な成績を認め、上位大会に派遣又は推薦される場合は、この限りではない。

(助成金の算出)

**第5条** 第2条の規定に基づき、助成の対象となる経費及び助成金の額は、次の各号により算出する。

- (1) 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、到着空港及び港への往復運賃とする。ただし、派遣団体等からの助成金等がある場合は、その助成額を控除した額を助成対象経費とする。
- (2) 助成金の額は、予算の範囲内で助成対象経費の5割以内とする。
- (3) 運賃は、最も経済的な通常の経路及び方法によるものでなければならない。

(助成金の交付申請)

**第6条** 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南風原町県外等派遣助成金交付申請書（様式第1号）を町長に大会等の7日前までに提出しなければならない。

2 南風原町県外等派遣助成金交付申請書のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 主催団体からの学校長等宛の派遣推薦文書

- (2) 派遣される大会の要項
- (3) 大会本部等へ提出した登録メンバー表
- (4) 引率者名簿（住所、氏名、年齢、生年月日、役職名、職場の所在地等）
- (5) 派遣に至った大会の要項及び成績表
- (6) 旅行社が作成した渡航日程表及び見積書明細
- (7) その他必要とされる書類

（助成金の交付決定）

**第7条** 町長は、前条の申請を受けたときは、これを審査して助成金の交付の可否を決定し、南風原町県外等派遣助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

**第8条** 前条の規定により交付が決定したときは、交付決定通知書に基づき助成金を交付するものとする。

（実績報告書の提出）

**第9条** 前条の規定により助成金の交付を受けた者は、当該事業終了後速やかに南風原町県外等派遣助成金に係る実績報告書（様式第3号）及び受領書（様式第4号）及び領収証（写）を町長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

**第10条** 助成金の交付を受けた者が、その目的外の使用又は偽り等の不正な手段により助成金の交付の決定を受けたときは、町長は、交付決定を取り消すとともに、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年7月5日から適用する。

#### 附 則（令和元年8月27日教委要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の南風原町県外等派遣に関する助成金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

#### 附 則（令和7年9月5日教委要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の南風原町県外等派遣に関する助成金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。